

令和7年度わんぱくキッズのおでかけプラン業務委託の
公募型プロポーザルに係る質問および回答について

質問 1

物価上昇が続く中、委託費用の上限が大幅に下がっている理由を教えてください。

回答

経費の積算にあたっては、物価上昇を反映させています。契約予定上限額が令和6年度より減額となっているのは、実施回数の減等によるものです。

質問 2

委託費用は開催回数何回程度を想定しているのかを教えてください。

回答

仕様書 4 (2) をご参照ください。

質問 3

年々物価が上昇している中で、体験料の額が何年も据え置きになっている理由を教えてください。

回答

仕様書 5 (1) イのとおり、令和7年度は、物価上昇を考慮し、施設料等の各項目について、上限額を設定していません。

質問 4

以前受託法人向けの説明会にて「在宅子育てクーポンだけれど、その家族も参加し一緒に楽しめるよう、土日も開催してほしい」ということであったが、現在も同じ考えで捉えていいのか。

回答

貴見解のとおりです。可能な限り土日の開催を含めて事業を計画してください。

質問 5

20年くらい前のクーポン事業開始時代から、参加者に写真の持ち帰り等を行っている団体もあったが、参加者への記念写真等の提供は来年度は不可なのか。

回答

記念写真等の提供は差し支えありません。仕様書 5 (2) ア (1) に掲げる「おみやげ代」は、現地で購入し持ち帰るものの費用を想定しています。

質問 6

多子クーポンの扱いが主催団体としても（参加者の方も）いまいち判然としないので、使用方法の詳細をご教示頂きたい。

（事例）今年度、上のお子さんの分のクーポン券を使い切ってしまったため、上のお子さんを置いて、下のお子さんとだけご参加されたケースがあった。兄弟が就園就学している家庭は、体験料の実費を払って参加が出来るのに、クーポン対象兄弟の片方がクーポンがなくなったら実費でも参加出来ないのはどうなのかという参加者からの指摘があった。

回答

別途回答します。

質問 7

母親一人で小さなお子さんや兄弟を数人連れてくるのは難しいという方もおり、祖父母や叔母の同行も問われる機会がこれまでに多くあった。以前、同居する祖父母以外は対象外で参加出来ないと説明があったが、今後も祖父母などを含めた支援をしてくれる親族の参加は不可なのか。

（例）親御さんが体調が悪く、同居していない祖母がクーポン対象の孫と一緒に参加。

（例）母親と兄弟連れに、同居していない叔母と一緒に参加。

回答

別途回答します。

質問 8

秋田市からクーポン対象者の方々に配布しているリーフレット等の情報をご提供頂けるのか。

回答

令和6年度のリーフレットについては、当課ホームページに掲載していますので、ご確認ください。なお、令和7年度以降は、リーフレットは作成せず、ホームページ掲載のみとする予定です。

質問 9

「クーポンを使いきれしていない」「クーポンがもらえるのを知らなかった」という声が時々参加者より聞かれたが、クーポンの配布状況や回収率、利用用途などのデータを公開するまたは受託事業者等に参考資料として提供する予定はあるのか。

回答

別途回答します。